明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件（金融庁四六）　一
○金融商品取引法施行令第十四条の十一第二項の規定に基づき磁気ディスクの技術的基準を定める件（同四七）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　八
特殊法人等
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構平成二十四事業年度財務内容等、税理士証票無効・登録まつ消、厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金変更関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　四三
会社その他
会社決算公告　四六

告示

○金融庁告示第四十六号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十四条の十第一項の規定に基づき、入出力装置の技術的基準を次のように定める。

平成二十五年八月二十日

金融庁長官　畑中龍太郎

開示用電子情報処理組織（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう。）を使用して電子開示手続（同条に規定する電子開示手続をいう。）又は任意電子開示手続（同条に規定する任意電子開示手続をいう。）を行う者の使用に係る入出力装置は、同条の電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、かつ、接続した際に当該電子計算機より付与されるプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）を正常に稼働させることができるもので、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する形式により作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電気通信回線を通じて同条の電子計算機に備えられたファイルへ記録することができる機能を備えたものとする。

一　別表第一の書類の欄に掲げる書類であって、同表の様式の欄に掲げる書類により作成するもの（当該様式により作成する書類の訂正に係る書類を除き、法第百九十三条の二第一項に規定する監査証明を添付する場合は、当該監査証明に係る書類を含む。）及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）に基づき提出する臨時報告書（法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する臨時報告書をいう。以下同じ。）（当該臨時報告書の訂正に係る書類を除く。）を提出する場合　次に掲げる全ての基準

イ　ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム規格ＨＴＭＬ四・〇一仕様書、ＸＨＴＭＬ一・〇仕様書又はＸＨＴＭＬ一・一仕様書に適合するもの

ロ　拡張可能な事業報告言語（ＸＢＲＬ二・一及びＩｎｌｉｎｅＸＢＲＬ一・〇）に適合するもの

二　別表第一の書類の欄に掲げる書類であって、同表の様式の欄に掲げる様式により作成するものの訂正に係る書類（法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する訂正発行登録書を除く。）及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に基づき提出する臨時報告書の訂正に係る書類並びに別表第二の書類の欄に掲げる書類であって、同表の様式の欄に掲げる様式により作成するものを提出する場合　次に掲げる全ての基準

イ　ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム規格ＨＴＭＬ四・〇一仕様書、ＸＨＴＭＬ一・〇仕様書又はＸＨＴＭＬ一・一仕様書に適合するもの

ロ　ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム規格ＣＳＳ二・一仕様書に適合するもの

ハ　拡張可能な事業報告言語（ＸＢＲＬ二・一及びＩｎｌｉｎｅＸＢＲＬ一・〇）に適合するもの

三　前二号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる全ての基準

イ　ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム規格ＨＴＭＬ四・〇一仕様書、ＸＨＴＭＬ一・〇仕様書又はＸＨＴＭＬ一・一仕様書に適合するもの

ロ　ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム規格ＣＳＳ二・一仕様書に適合するもの

附　則

1　金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件（平成二十年金融庁告示第二十六号）は廃止する。

2　この告示は、附則別表第一の書類及び様式の欄に掲げる書類及び様式ごとに、同表の適用対象の欄に定めるもの及びその訂正に係る書類について適用し、当該欄に定めのないもの及びその訂正に係る書類については、なお従前の例による。ただし、同表の書類の欄に掲げる有価証券届出書（法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第五条第一項の規定による届出書をいう。）のうち同表の様式の欄に掲げる様式により作成するもの（同表の適用対象の欄に定めのないものに限る。）に係る法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書（平成二十五年十二月三十一日以